

官民連携事業（Public Private Partnership）の取組方針

～行政と民間事業者の連携による公共施設整備の仕組みづくりに向けて～

平成29年3月

盛岡市

目次

1	はじめに	1
2	策定の背景（盛岡市公共施設等総合管理計画より）	2
	（1）公共施設の現状	2
	（2）維持更新費用の見通し	4
	（3）人口の推移と今後の見通し	6
	（4）財政の見通し	7
	解説【PPPとは】	8
3	取組の体系	9
	（1）取組の体系	9
	（2）盛岡市民間活力導入ガイドライン等との関係	10
4	定義	11
	（1）用語の定義	11
	（2）対象とするPPP／PFI手法	12
5	官民連携事業の適用に向けた検討プロセス	13
	（1）優先的検討の対象施設	13
	（2）優先的検討の対象事業	14
	（3）適切な官民連携手法の選択	15
	（4）評価を経ずに行う採用手法導入の決定	16
	（5）簡易な検討	16
	（6）詳細な検討（導入可能性調査）	17
	（7）評価結果の公表	18
6	事業の推進体制	20
	（1）事業の発案から基本構想の策定段階	20
	（2）基本計画の策定段階	20
	（3）事業の実施段階	21
7	民間事業者の募集・選定に関する考え方	23

8	PPPロングリスト・ショートリストの作成	24
(1)	PPPロングリスト	24
(2)	PPPショートリスト	24
9	PFI法に基づく民間提案等への対応	25
(1)	対応方針等	25
(2)	問合せ・受付窓口	25
(3)	募集開始から受付まで	25
10	地域プラットフォームの活用	27
(1)	設置目的と運営体制	27
(2)	今後の展開	28
11	今後の取組	29
(1)	公共施設アセットマネジメントとの連動	29
(2)	PPPロングリスト・ショートリストの作成及び民間提案等への対応	29
(3)	将来に向けた課題	29

1 はじめに

国は、厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による地域経済の活性化を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP/PFI手法を拡大することが必要であるとし、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）において、「PPP/PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である」として、人口20万人以上の地方公共団体等に対し、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築を要請しております。

この間、盛岡市においては、第一次（平成16～18年度）及び第二次（19～21年度）の「盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」において、「民間でできることは民間に委ねる」ことを原則として、公の施設への指定管理者制度の導入や家庭系可燃ごみ収集業務の民間委託など、積極的に公共サービスの民間開放を進めてきました。また、官と民との役割分担や責任の確保策、効率性、サービス水準を検証しながら、市民とともに作り上げる質の高いサービスへの転換を図る取組の一環としてPFIを位置付け、積極的に導入を推進することとしてきました。

さらに、二次にわたる行革方針を引き継ぐ「盛岡市自治体経営の指針及び実施計画（第一次：22～24年度、第二次：25～27年度）」においては、「多様な主体が参画するまちづくり」を経営の指針の一つに掲げ、引き続き民間委託、指定管理者制度等の活用に取り組むなど、協働によるまちづくりを推進したほか、全庁的な視点のもとに公共施設の維持管理のさらなる効率化や老朽化した施設の更新費用の低減・平準化を進めるために「公共施設アセットマネジメントの推進」を取組の方向性の一つとして掲げ、平成25年度に具体的な取組方針である「公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針」を、平成26年度には施設用途ごとの具体的な取組の方向性を定める基本計画である「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」を策定するなど、平成27年度までに公共施設アセットマネジメント推進に向けた一連の計画を策定してきました。

今般の国の要請を踏まえ、盛岡市は、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくため、公的負担の抑制につながることを前提に、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討することとし、具体的な運用に向けた取組方針を次のとおり定めます。

2 策定の背景（盛岡市公共施設等総合管理計画より）

(1) 公共施設の現状

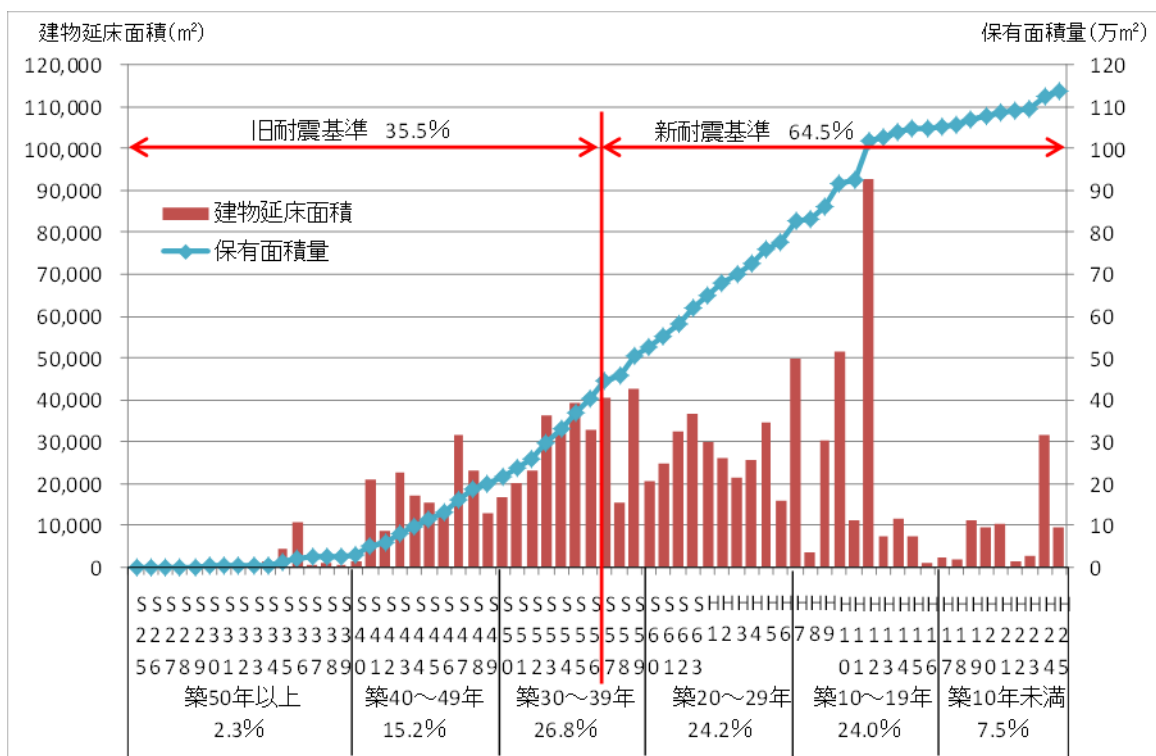
ア 建築物系施設

本市の建築物系施設（一般の建築物やプラント施設等）は、高度経済成長とともに1960年（昭和35年）頃から建設が増え、現在まで多くの建設を行っています。これに伴い施設の保有量は右肩上がり増加しており、建物延べ床面積1,136,310.72㎡を保有しています。

築30年を超える施設は、全体の約4割を占め、建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

また、人口一人当たりの公共施設延べ床面積（行政財産分）は3.50㎡であり、中核市平均値の3.25㎡と比較し多くの施設を保有しています。

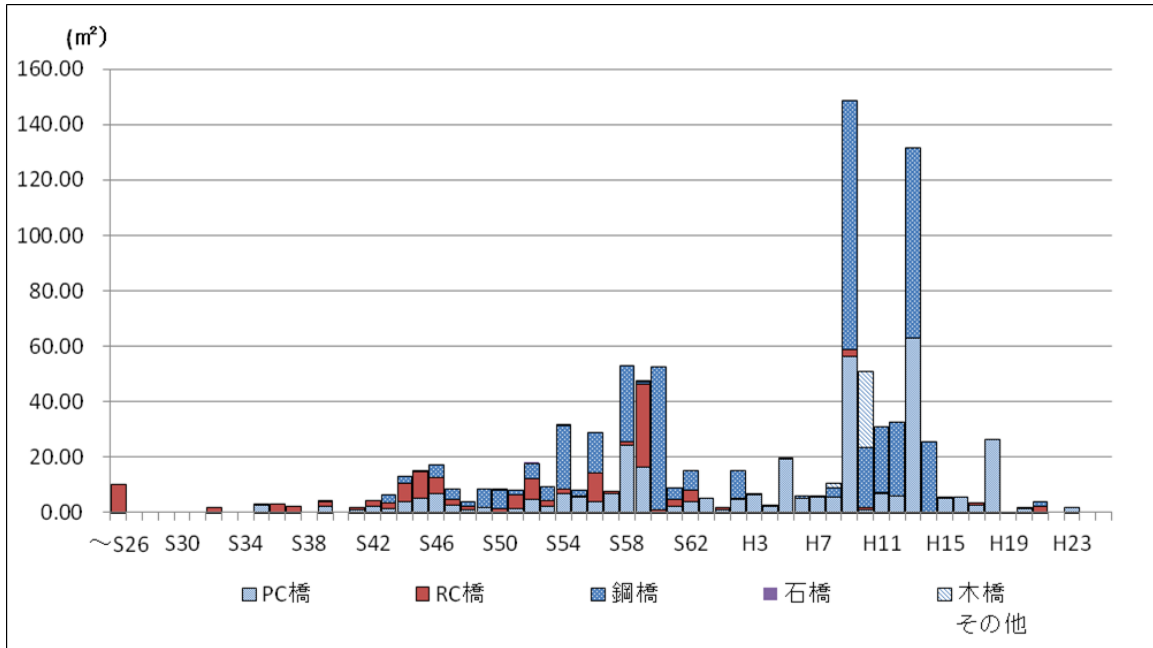
■ 建物の建築年別延床面積及び保有面積量の推移



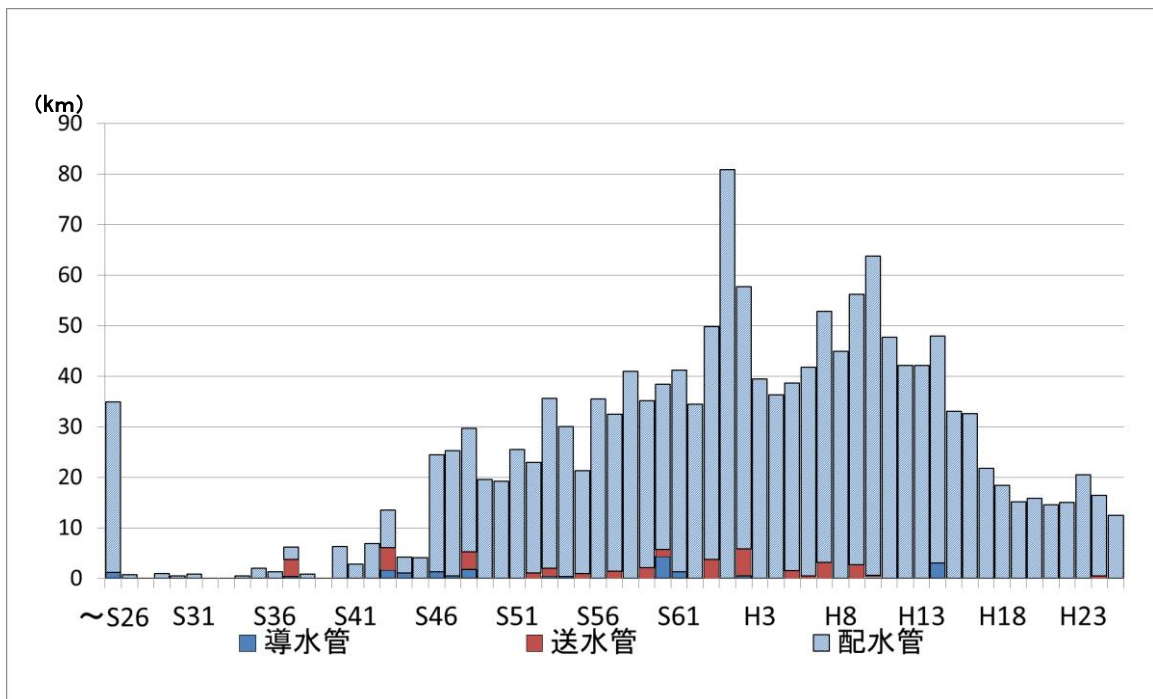
イ 都市基盤系等施設

都市基盤系等施設（道路，河川，上下水道等）については，代表的な分野では道路の総延長は2,051.2 k m，総整備面積は12,101,719㎡，橋りょうの総延長は10.9 k m，総整備面積は92,948㎡，上水道の管の総延長は1,554.4 k m，道路側溝と開渠を除く公共下水道の管の総延長は1,445.8 k mを保有しています。

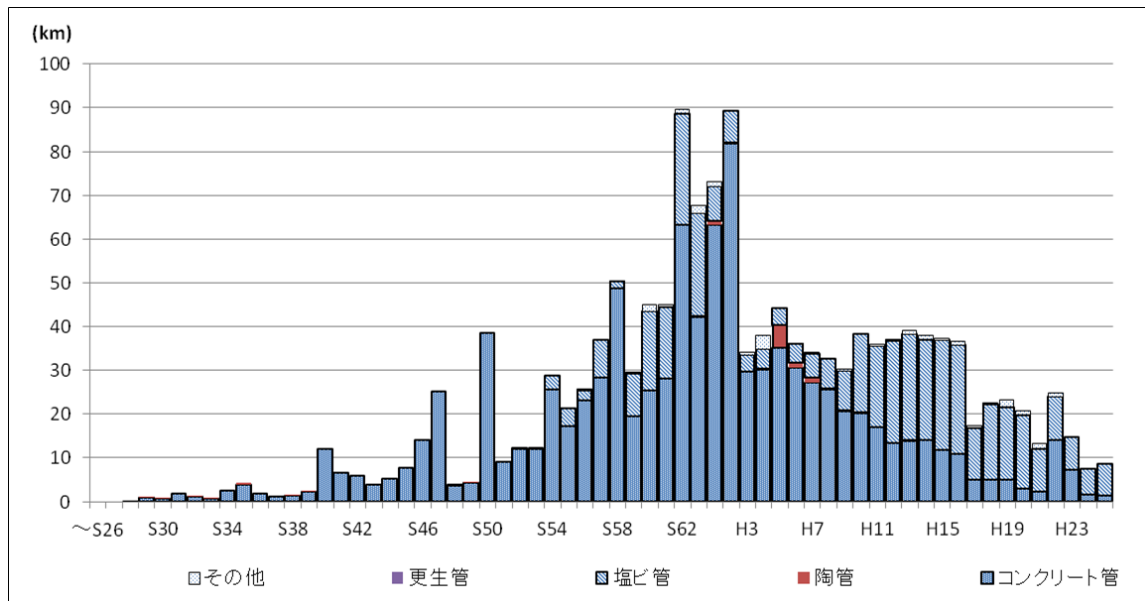
■ 橋りょうの建設年別整備面積



■ 上水道の建設年別整備延長



■ 公共下水道管の建設年別整備延長



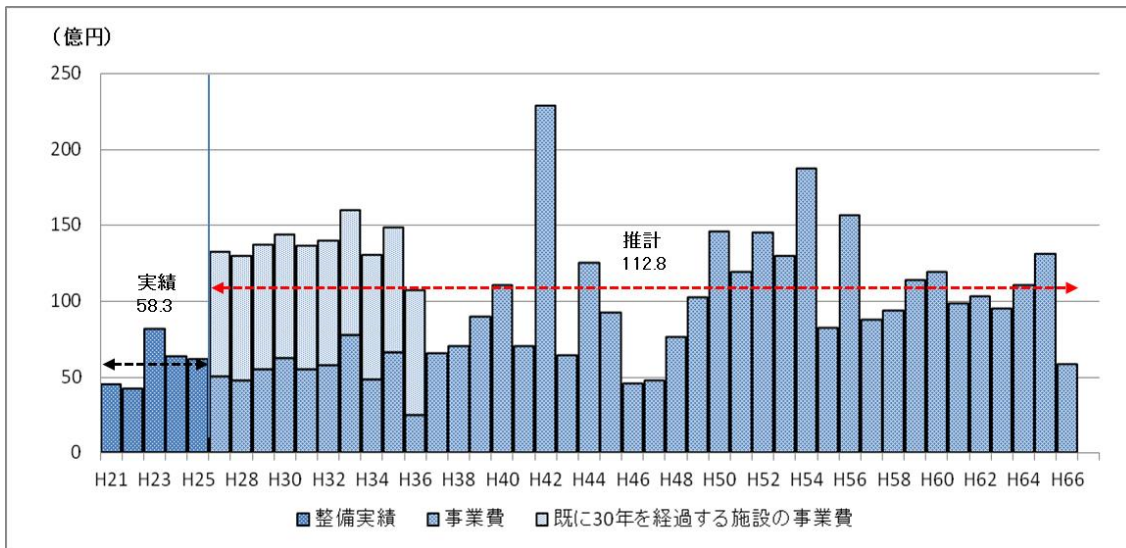
(2) 維持更新費用の見通し

施設の老朽化問題は全国的な問題となっています。今後必要となる維持更新費用の試算では、建築物系施設については、現状のまま保有した場合、向こう40年間で総額4,515億円（年平均112.8億円）を要する結果となりました。学校の改築などをはじめとし、本市がこれまで建築物系施設に支出してきた年平均58.3億円では大幅に不足し、不足額は年平均約54.5億円に上ります。現状の支出額のままでは、保有施設の約51.6%しか更新できないことになります。

また、都市基盤系等施設についても向こう40年間で必要となる維持更新費用は、道路では1,510億円、橋りょうでは200億円、上水道の管では1,558億円、道路側溝と開渠を除く公共下水道の管では1,608億円、都市基盤系等施設に含まれる建築施設では415億円を要する結果となり、主な都市基盤系等施設の合計は5,294億円（年平均132.3億円）となります。本市がこれまで都市基盤系等施設に支出してきた年平均109.9億円では不足し、不足額は年平均22.4億円に上ります。現状の支出額のままでは、保有施設の約83%しか更新できないことになります。

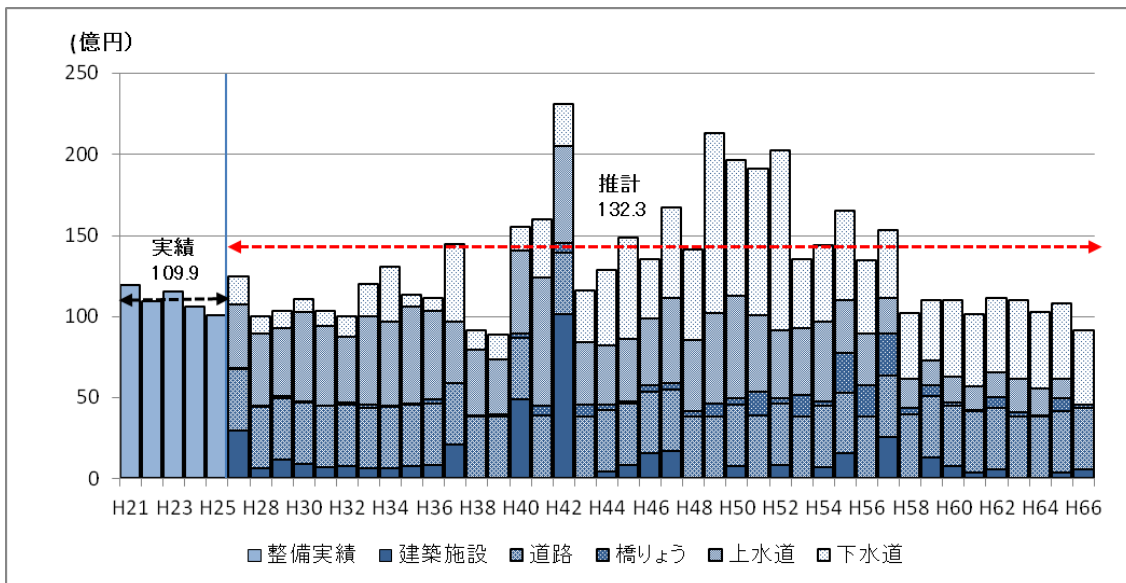
これらのことから、主な市所有の公共施設等の向こう40年間で必要となる維持更新費用は、事業費ベースで9,809億円（年平均245.2億円）となり、多額の更新費用の捻出が大きな課題です。

■ 建築物系施設の維持更新費用の実績と推計（事業費）



- 1) (財)自治総合センター「施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」『地方公共団体の財政分析などに関する調査研究会報告書』（平成23年）により、60年で建替と仮定した試算です。
- 2) 築後30年で大規模改修を実施すると仮定し試算しています。既に30年を経過する施設の事業費は総額823億円と試算されますが、実施時期を経過しているため平成28年度から平成37年度までに実施するものと仮定し試算しています。

■ 主な都市基盤系等施設の更新費用の実績と推計（事業費）



- 1) 推計方法は、(財)自治総合センター「施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」『地方公共団体の財政分析などに関する調査研究会報告書』（平成23年）によります。
- 2) 耐用年数については、道路舗装部分は15年、橋りょうは60年、上水道管は40年、下水道管は50年として試算しています。既に更新年数を経過している部分については、平成28年度から平成37年度までに実施するものと仮定して試算しています。
- 3) 都市基盤系等施設の建築施設にあつては、築後30年で大規模改修を実施すると仮定し試算しています。既に30年を経過する施設の事業費は、実施時期を経過しているため平成28年度から平成37年度までに実施するものと仮定し試算しています。

(3) 人口の推移と今後の見通し

全国的に、少子高齢・人口減少社会の到来が叫ばれていますが、本市においてもその傾向が現れています。全市人口は平成12年をピークに減少に転じています。

特に、年少人口（0～14歳）は、昭和55年のピーク時と比較し、平成22年には61.6%にまで減少しており、さらに平成47年には39.5%にまで減少する見込みです。

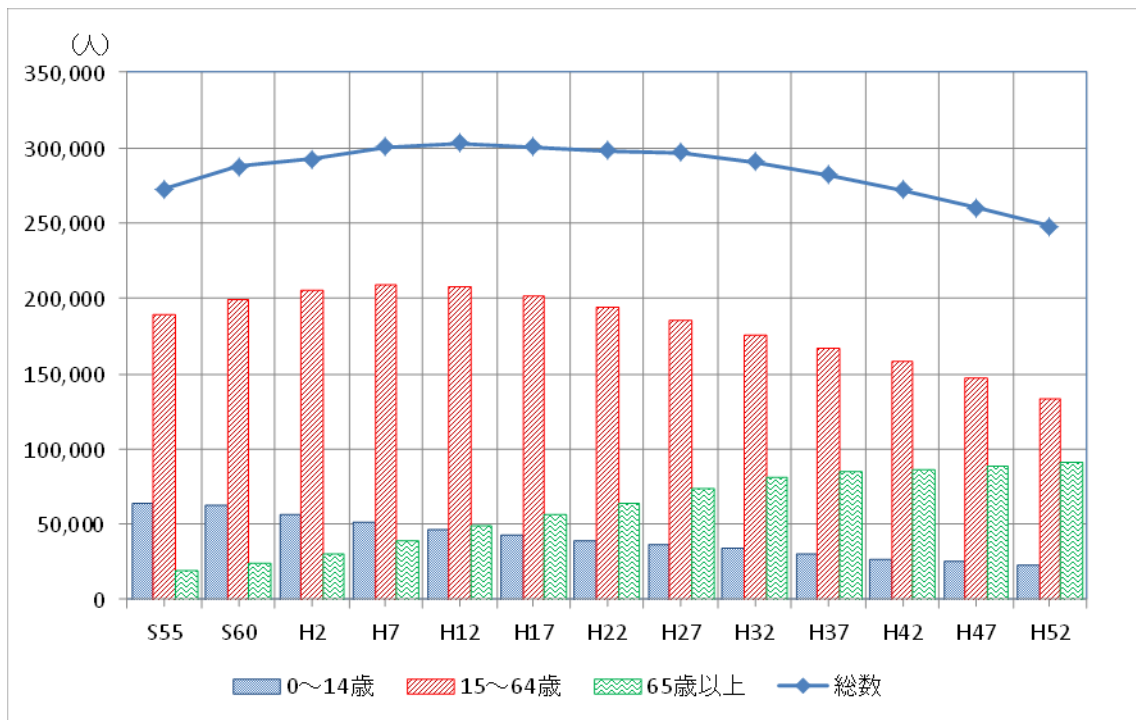
生産年齢人口（15～64歳）は、平成7年のピーク時と比較し、平成22年には93.1%に減少し、平成47年には70.3%にまで減少する見込みです。

一方で、老年人口（65歳以上）は、今後も増加が続く見込みであり、昭和55年と比較し、平成22年には326.9%に増加し、平成47年には447.4%にまで増加する見込みです。

少子高齢・人口減少社会の進行に伴い、将来にわたって税収の減少と利用者の減少が予想される中、扶助費や生活関連の公共サービスの需要増が見込まれています。

建築物系施設については、小・中学校など対象人口が大幅に減少している施設では、施設余剰が発生しています。反面、高齢者の増加により、新たなサービスの増加が予想されます。また、都市基盤系等施設では、維持更新費用の財源確保が課題となります。

■ 盛岡市の人口の推移と今後の見通し



- 1) 昭和55年～平成22年の数値：国勢調査結果による人口の推移（年齢不詳人口については各年齢別に按分）
 - 2) 平成27年～平成52年の数値：将来推計人口
 - 3) 昭和55年～平成17年の数値：旧都南村及び旧玉山村の数値を合算したものです。
- 出典 盛岡市『盛岡市の人口の推移と将来推計』（平成26年5月）に一部加筆

(4) 財政の見通し

少子・高齢化による人口構造の変化や経済状況の低迷などから扶助費の増加が著しく、義務的経費が増加しています。扶助費は平成元年と比べ平成25年には3.9倍となっており約197億円増加しています。

この結果、平成元年当時70%程度であった経常収支比率は近年90%台となり、毎年度経常的に収入される用途制限のない財源の多くが経常的経費に充てられることとなり、財政の硬直化が進んでおり、財政運営上の大きな課題となっています。

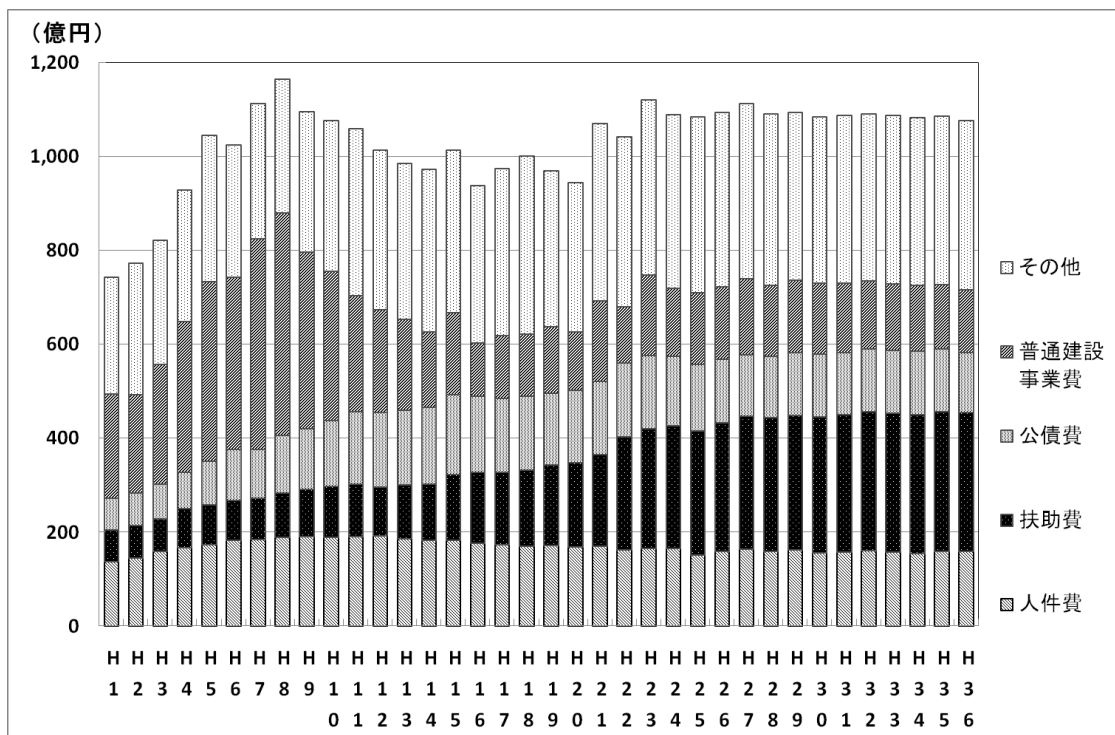
このことに伴い、普通建設事業費は平成8年をピークに減少に転じ、平成25年にはピーク時と比べ32.0%となり約321億円減少しており、維持更新費用の捻出は難しい状況にあります。

財政見通しについては、現時点の税財政制度を基に、景気動向や少子高齢社会の進行、生産年齢人口の減少などの影響を踏まえると、歳入は市税が減少傾向にあり、全体では若干減少が見込まれます。

歳出では、人件費や公債費は同程度で推移しますが、高齢化の進行により扶助費や介護保険特別会計への繰出金など社会保障関係費の増加が見込まれる一方で、普通建設事業費は減少が見込まれます。

このようなことから、歳入歳出の均衡を保ち、普通建設事業などの投資や、公共施設の長寿命化といった新たな財政需要に対応するため、歳入の増加につながる施策展開や既存事業の見直し、財源の確保など効果的な配分を進めながら、必要な財源の確保に努めていく必要があります。

■ 普通会計の歳出の推移と今後の見通し



1) 平成25年度以前は決算額、平成26年度は決算見込額、平成27年度は当初予算案額、平成28年度以降は推計額です。

解説【PPPとは】

PPPとは、Public Private Partnership の略で、盛岡市では「官民連携事業」と位置付けます。

行政が実施している公共サービスや社会資本整備を計画段階から、民間事業者と協働で知恵と資金を出し合いながら実施していくものであり、PFIや指定管理をはじめとした官と民との連携による事業を総称した概念です。

これまで行政が行ってきた公共施設等の整備や管理運営に民間事業者の経営ノウハウや技術力、資金を活かすことで、民間事業者にとっては新たな事業機会の創出となり、市民にとっては、より良い公共サービスが提供され、本市にとっては、財政負担の軽減に繋がることが期待されます。

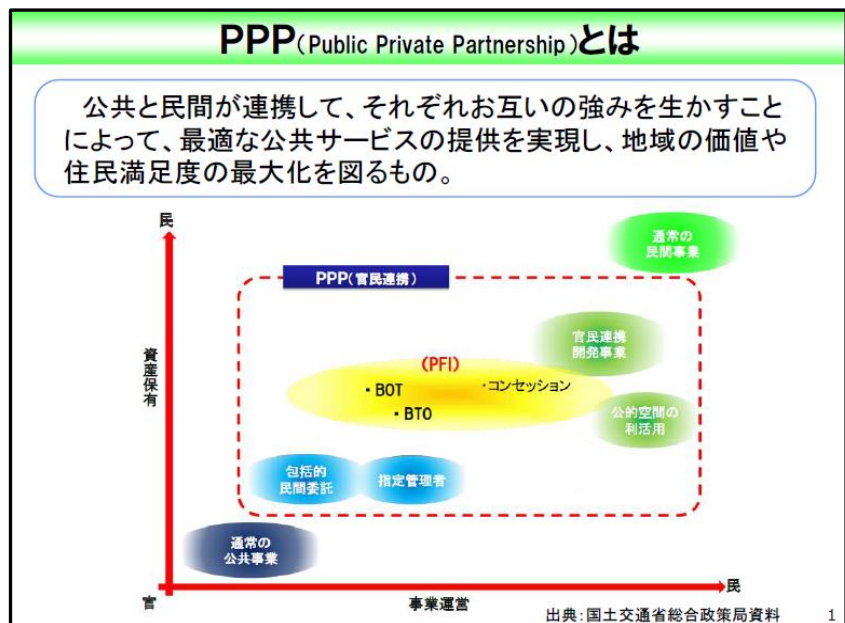
特に、公共施設等の設計、建設から運営、維持管理に至る業務を包括的に性能発注することで、一連の業務に民間の豊富な経営ノウハウや技術力が活かされ、効果的な公共施設等整備や管理運営の効率化に繋がるなど、総事業費の縮減が期待されます。

また、PFIの場合、民間事業者が自ら資金調達を行った上で公共施設等を整備し、行政は、長期間に渡って割賦払いを行うことが可能であり、財政負担の平準化効果が見込まれます。

全国的にも厳しい財政状況の中で、膨大な公共施設等の維持・更新が重要な課題となっており、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、「公共施設等の整備・運営への民間のビジネス機会を拡大するため、国及び人口20万人以上の地方公共団体等における実効ある優先的検討の枠組みの構築・運用、地域の民間事業者の案件形成力を高めるための地域プラットフォームの形成・活用、民間資金等活用事業推進機構の活用等により具体的な案件形成を図り、地域経済の好循環を促していく」として、平成34年度までの10年間におけるPPP/PFI事業規模の目標を21兆円としたほか、平成28年6月に策定された「日本再興戦略2016」において、公共施設等運営権方式（コンセッション）について文教施設（スポーツ施設・社会教育施設・文化施設）や公営住宅を対象に、導入に向けた取組を強化しています。

国や地方自治体の厳しい財政状況により、公共事業をはじめとした建設投資は抑制される状況にある中で、

PPPは公共事業の新しい枠組みとして、地域経済の振興・活性化に貢献することが期待されています。これらの状況を踏まえ、盛岡市が地場企業をはじめとする民間事業者と連携してPPPに取り組むことは、盛岡市の地域経済の活力を維持していくためにも大きな意義があります。



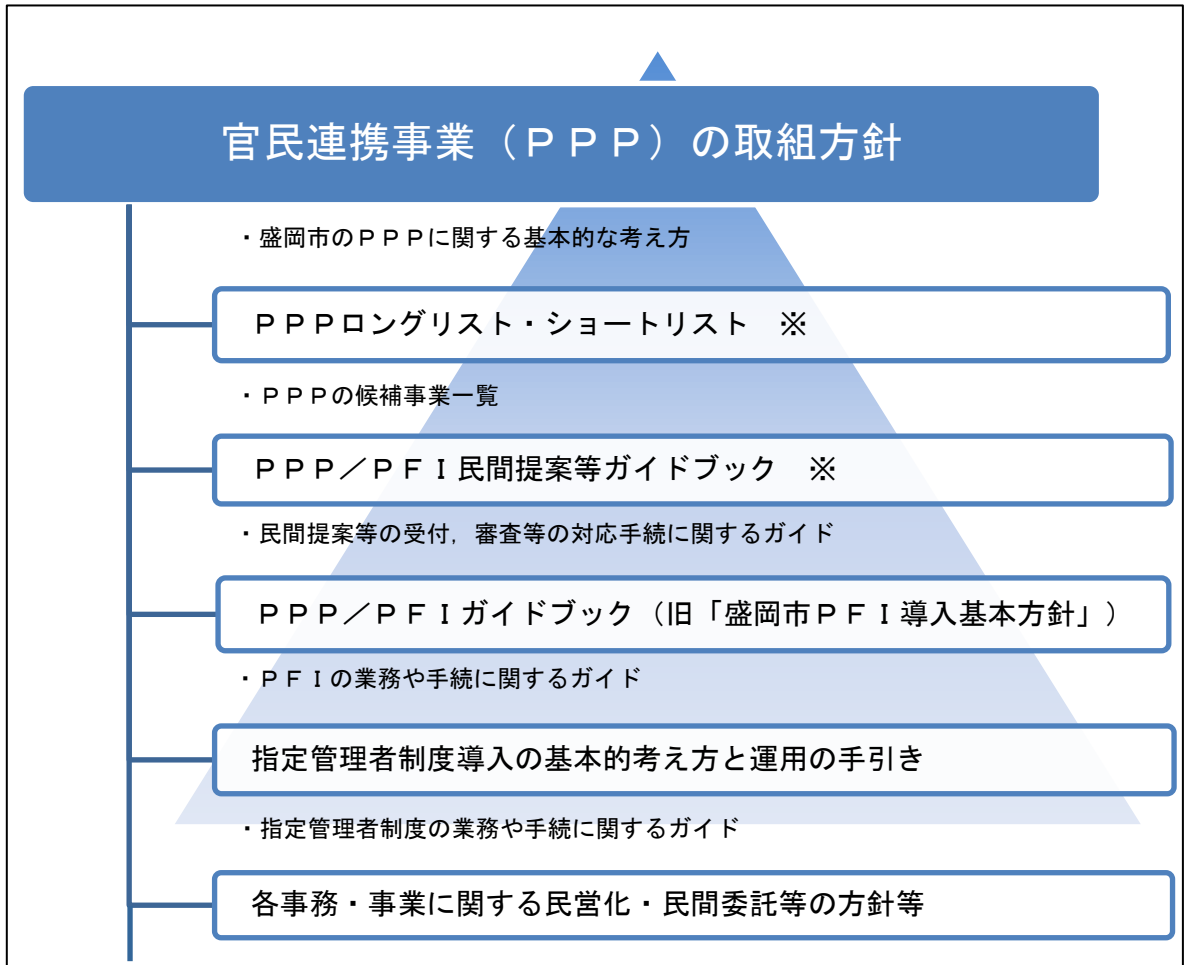
3 取組の体系

(1) 取組の体系

官民連携事業（PPP）の取組方針（以下「取組方針」という。）は、本市が今後、PFIをはじめとしたPPPに取り組む上での基本的な考え方について、下記の項目に沿ってとりまとめるものです。

- ア 対象施設・対象事業
- イ 官民連携事業の適用に向けた検討プロセス
- ウ 事業の推進体制
- エ 民間事業者の募集・選定に関する考え方
- オ PPPロングリスト・ショートリストの作成
- カ PFI法に基づく民間提案等への対応
- キ 地域プラットフォームの活用

■ 「取組方針」と各種指針等との関係



※PPPロングリスト・ショートリストの作成及びPFI法に基づく民間提案等への対応（PPP/PFI民間提案等ガイドブック）については、民間事業者との官民対話を踏まえ平成29年度の策定を目指すものとする。

対象事業に該当する施設整備事業については、この取組方針に基づき実施します。

また、本市としてPPPの実施に必要な各種手続をこの取組方針により体系的に定めます。

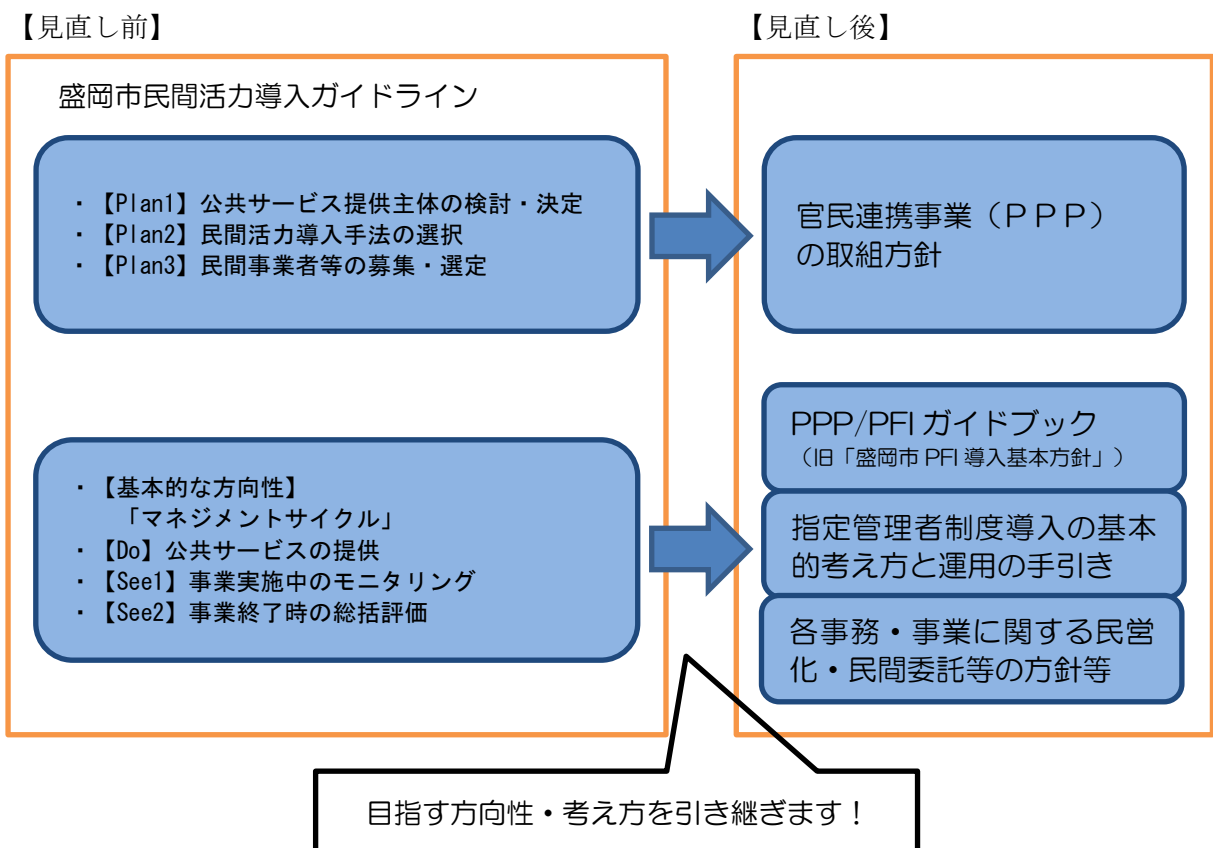
事業所管課は、PPP/PFI推進担当部局と連携し、これらの方針に基づき、PPPの可能性について主体的に検討を行うとともに、全庁的観点から本市にとって最適な事業手法を選定し、円滑な事業推進を図っていきます。

なお、この取組方針は、最新の国のPPP/PFIに関する指針や関係法令、先進自治体の取組事例等を踏まえ策定したものであり、今後においても状況変化等に適切に対応しながら、適宜見直しを行っていきます。

(2) 盛岡市民間活力導入ガイドライン等との関係

従前の方針である「盛岡市民間活力導入ガイドライン（平成26年5月策定。以下「ガイドライン」という。）」については、ガイドラインに係る基本的な方向性である「マネジメントサイクル」の考え方等が指定管理者制度等に広く適用されていることから、「指定管理者制度導入の基本的考え方と運用の手引き」等においてマネジメントサイクルの考え方等を継承することとし、この取組方針はガイドラインの目指す方向性や考え方を引き継ぎ、ガイドラインに代わる新たな方針として位置付け、ガイドラインは廃止します。

■イメージ図



4 定義

(1) 用語の定義

この取組方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとします。

ア P F I 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第 117号）

イ 公共施設等 P F I 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等

（定義）

第二条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）をいう。

一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設

二 庁舎、宿舍等の公用施設

三 賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設

四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設

五 船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）

六 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

ウ 公共施設整備事業 P F I 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業

2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

エ 利用料金 P F I 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金

オ 運営等 P F I 法第 2 条第 6 項に規定する運営等

6 この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であって、第十六条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第二十九条第四項において同じ。）を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。

カ 公共施設等運営権 P F I 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権（コンセッション）

7 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

キ 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、住民に対するサービスの提供を含む

ク 優先的検討 この取組方針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な P P P / P F I 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること

(2) 対象とするPPP／PFI手法

この取組方針の対象とするPPP／PFI手法は次に掲げるものとします。

<p>ア 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法</p>	<p>① 公共施設等運営権方式¹（コンセッション方式） ② O（運営等Operate）方式² ③ 指定管理者制度 ④ 包括的民間委託 ⑤ 業務委託 ⑥ 民営化 等</p>
<p>イ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法</p>	<p>① BTO方式³（建設Build-移転Transfer-運営等Operate） ② BOT方式⁴（建設Build-運営等Operate-移転Transfer） ③ BOO方式⁵（建設Build-所有Own-運営等Operate） ④ DBO方式⁶（設計Design-建設Build-運営等Operate） ⑤ RO方式⁷（改修Rehabilitate-運営等Operate） ⑥ ESCO⁸（Energy Service Company） 等</p>
<p>ウ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法</p>	<p>① BT方式⁹（建設Build-移転Transfer）（民間建設買取方式） ② DB方式¹⁰（設計Design-建設Build） ③ 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度¹¹，特定業務代行制度¹²及び特定事業参加者制度¹³並びに土地区画整理事業の業務代行方式¹⁴をいう。） 等</p>

¹ **公共施設等運営権方式**： 公共施設の所有権を公共側が保有したまま、運営権を財産権の一つとして定めて民間事業者に譲渡する方式。自由度の高い運営が可能になるほか、運営権を担保に資金の借り入れ等を実施することが可能になり、民間事業者による資金調達コストの低減が図られる。

² **O方式**： 選定事業者は、施設の設計・建設や保有は行わず、施設の維持管理及び運営のみを事業期間終了時まで行う事業方式。

³ **BTO方式**： 民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。

⁴ **BOT方式**： 民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転する事業方式。

⁵ **BOO方式**： 民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する等の事業方式。

⁶ **DBO方式**： 公共が資金調達を行い、民間事業者が施設等を設計・建設し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。施設は公共の所有となる。

⁷ **RO方式**： 民間事業者が施設を改修(Rehabilitate)した後、維持・管理及び運営を事業終了時点まで行う方式。

⁸ **ESCO**： 省エネルギーに関する包括的なサービスを提供する事業。事業経費はエネルギーによるメリットの一部から受け取ることが特徴。

⁹ **BT方式**： 民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転する事業方式。

¹⁰ **DB方式**： 公共が資金調達を行い、民間事業者が施設等を設計・建設を行う事業方式。施設は公共の所有となる。

¹¹ **特定建築者制度**： 市街地再開発事業において整備する再開発ビルを施行者に成り代わり建築させることができる制度。

¹² **特定業務代行制度**： 市街地再開発事業において、資金確保・事務局運営及び建築等工事施工等の事業を代行することができる制度。開発後の保留床を取得し、最終的な処分責任も負うことが特徴。

¹³ **特定事業参加者制度**： 市街地再開発事業において、事業参加者として保留床を取得することができる制度。事業参加者として、保留床取得分の負担金を納付する義務があるとともに、計画等に対し、自己のニーズ等の意向を反映させることができる。

¹⁴ **業務代行方式**： 民間事業者が、土地区画整理組合からの委託に基づき、組合の運営に関する事務、換地・設計・造成等の事業の施行を代行することができる制度。

5 官民連携事業の適用に向けた検討プロセス

(1) 優先的検討の対象施設

本市においては、盛岡市公共施設等総合管理計画に掲げる公共施設等の個別施設計画において PPP/PFI 手法の活用を検討することとしている公共施設等、及び新規に整備等を行う公共施設等を優先的検討の対象施設とします。

◇ 対象施設の範囲の考え方

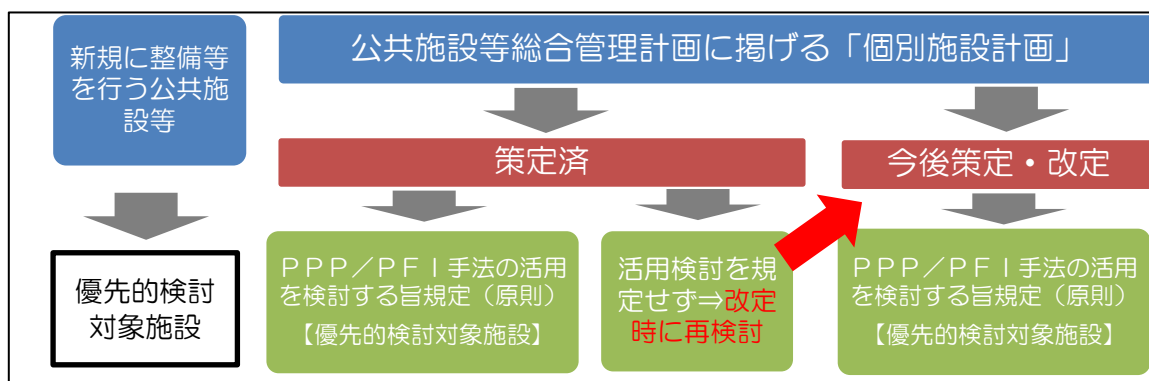
優先的検討の対象施設について、国の要請¹⁵においては、PFI法に定める公共施設等全般を対象とすることとしており、公共施設のみならず道路や上下水道といったインフラ系施設についても一律に対象として位置付けています。

一方、平成26年に策定した盛岡市公共施設等総合管理計画においては、施設特性や会計に応じた補助制度があるなど、統一的に扱うことが困難であることから、市有施設を「建築物系施設」と「都市基盤系等施設」に区分しており、今後、都市基盤系等施設を含む対象施設毎の個別施設計画を平成32年度までに順次策定することとしていること、都市基盤系等施設は専門性が高い施設であり、各事業所管部局において施策に基づく施設全体のあり方や財政状況も考慮した更新計画が検討されていることを踏まえ、本市においては、公共施設等全般を一律に優先的検討の対象とするのではなく、個別施設計画において PPP/PFI 手法の活用を検討することとしている公共施設等、及び新規に整備等を行う公共施設等を優先的検討の対象施設と位置付けるものです。

なお、個別施設計画の策定（計画の改定等を含む。）に当たっては、この取組方針の趣旨を鑑み、PPP/PFI手法の活用を検討することを原則とし、積極的な導入に努めるものとします。

※ 検討の結果、個別施設計画に PPP/PFI 手法の活用を検討する旨を規定しない場合においては、各事業所管部局は、PPP/PFI手法の活用を検討しないこととした考え方を明確化しておく必要があります。

■ PPP/PFI手法活用の検討イメージ図



¹⁵ 国の要請：平成27年12月17日付け内閣府政策統括官（経済社会システム担当）、総務省大臣官房地域力創造審議官通知「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について（要請）」

(2) 優先的検討の対象事業

(1)の対象施設のうち、次のア及びイのいずれにも該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象事業とします。

ア 次のいずれかに該当し、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が期待できる公共施設整備事業

(7) 建築物系施設又は都市基盤系等施設の整備・運営に関する事業

(4) 利用料金の徴収を行う公共施設の整備・運営に関する事業

イ 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

(7) 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）

(4) 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

留意事項

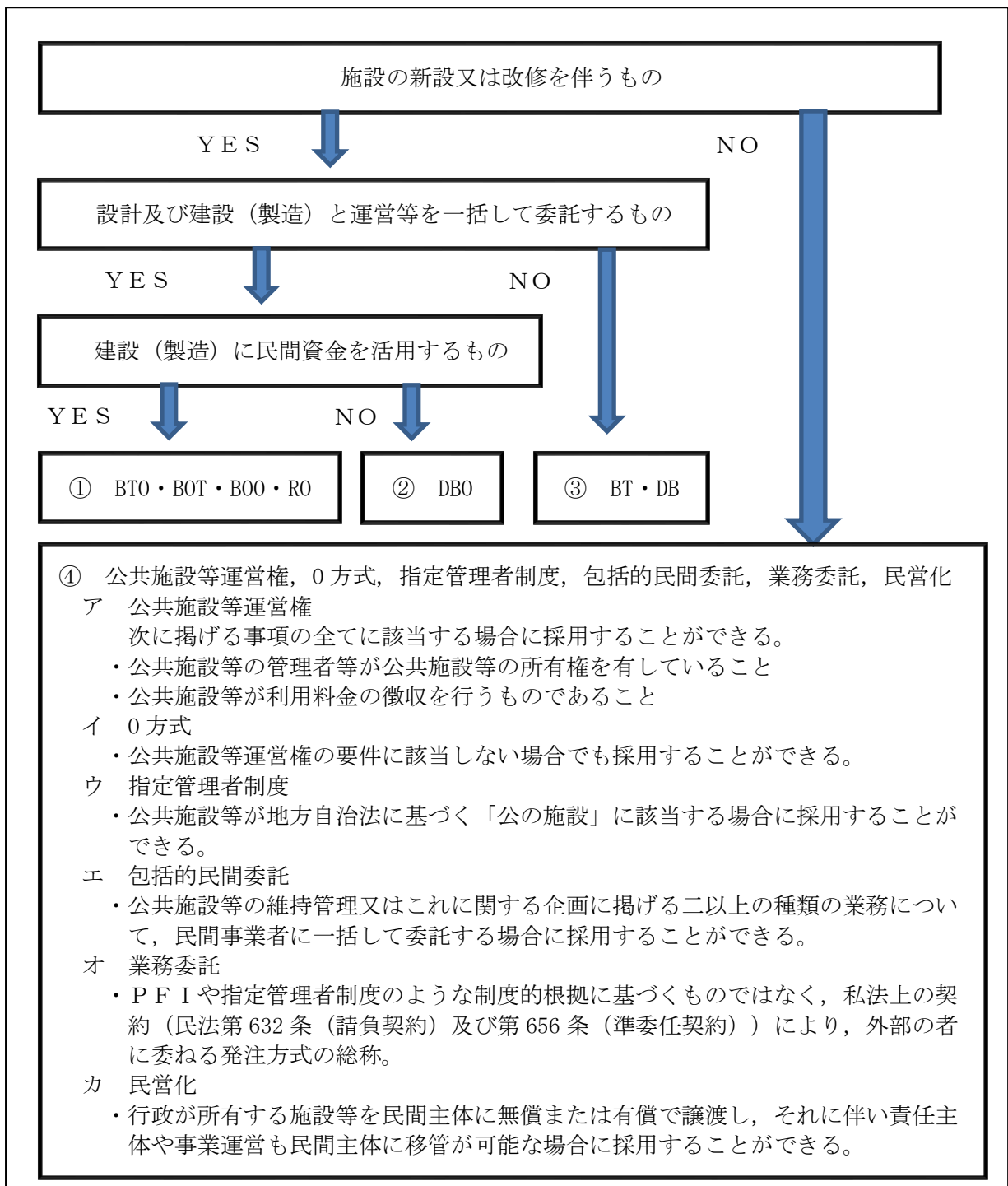
- 1 民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められるかどうかの判断は、資金調達コストの差異のみで行うべきでなく、業務効率化による効果等を総合的に勘案して行う必要があります。
- 2 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）及び単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）を事業費基準としていますが、これを下回る事業費の公共施設整備事業においても、この取組方針の趣旨を鑑み、PPP/PFI手法の積極的な導入に努めるものとします。
- 3 事業費基準を満たすか否かは公共施設整備事業毎に判断することとしますが、例えば、複数の公共施設等について一括して整備等を行う事業（バンドリング）については、個々の公共施設等の整備等に要する費用で判断するのではなく、当該事業全体が要する費用で判断することとします。
- 4 (2)ア及びイの基準に関わらず、次に掲げる公共施設整備事業については、優先的検討の対象から除くものとします。
 - (1) 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
 - (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
 - (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
 - (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

(3) 適切な官民連携手法の選択

事業所管課は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の「(5) 簡易な検討」又は「(6) 詳細な検討」に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとします。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとします。

■採用手法選択フローチャート



(4) 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

事業所管課は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとします。

ア 指定管理者制度

◇ 次の(5)の簡易な検討及び(6)の詳細な検討の省略

イ 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式

◇ 次の(5)の簡易な検討を省略し、(6)の詳細な検討を実施

ウ 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

◇ 次の(5)の簡易な検討を省略し、(6)の詳細な検討を実施

(5) 簡易な検討

簡易な検討とは、専門的な外部コンサルタントに委託せずに、事業所管課が自ら、候補とされたPPP/PFI手法の適否を検討する段階です。これにより、この段階で、明らかにPPP/PFI手法導入の見込みがない公共施設整備事業についてPPP/PFI手法を導入しないこととすることができ、無用な調査に要する費用を削減することができます。

ア 費用総額の比較による評価

事業所管課は、次の(6)の詳細な検討に先立ち、採用手法について簡易な評価を行うことにより、導入に適しないと評価された公共施設整備事業は、詳細な検討を行うまでもなくPPP/PFI手法を導入しないこととすることができるものとします。

簡易な検討に当たっては、「PPP/PFI手法簡易定量評価調書」により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとします。

(ア) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

(イ) 公共施設等の運営等の費用

(ウ) 民間事業者の適正な利益及び配当

(エ) 調査に要する費用

(オ) 資金調達に要する費用

(カ) 利用料金収入

また、(3)の適切な官民連携手法の選択において複数の手法を選択した場合においては、

各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとします。

イ その他の方法による評価

事業所管課は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、アに関わらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとします。

(7) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

(イ) 類似事例の調査を踏まえた評価

(6) 詳細な検討（導入可能性調査）

詳細な検討とは、専門的な外部コンサルタントに委託するなどにより、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、簡易な検討の結果導入することが不適当とされなかった採用手法による場合との間で、幅広い観点から費用総額等を比較する段階です。

事業所管課は、(5)の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、導入可能性調査¹⁶を行うものとします。

ア 検討項目

詳細な検討においては、次に掲げる項目について検討をし、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価します。

(7) 従来型手法及び採用手法の長所及び短所の整理並びに当該短所の解決策の検討

(イ) 採用手法を導入する場合の民間事業者に委託する業務の範囲及び要求水準の検討

(ウ) リスク分担の検討

(エ) 従来型手法及び採用手法を導入した場合それぞれの費用総額の算出及び比較

(オ) 採用手法に公共施設等運営権方式等の既存公共施設等に用いられる手法が含まれる場合にあっては、次に掲げる検討

- ・ 当該事業の長期契約への適否の検討
- ・ 既存の公共施設等の状態に関わるリスク分担の検討（開示できる公共施設等の情報の内容を含みます。）

(カ) 採用手法にBTO方式等の設計、建設又は製造及び運営等を一括して委託する手法が含まれる場合にあっては、当該事業の長期契約への適否の検討

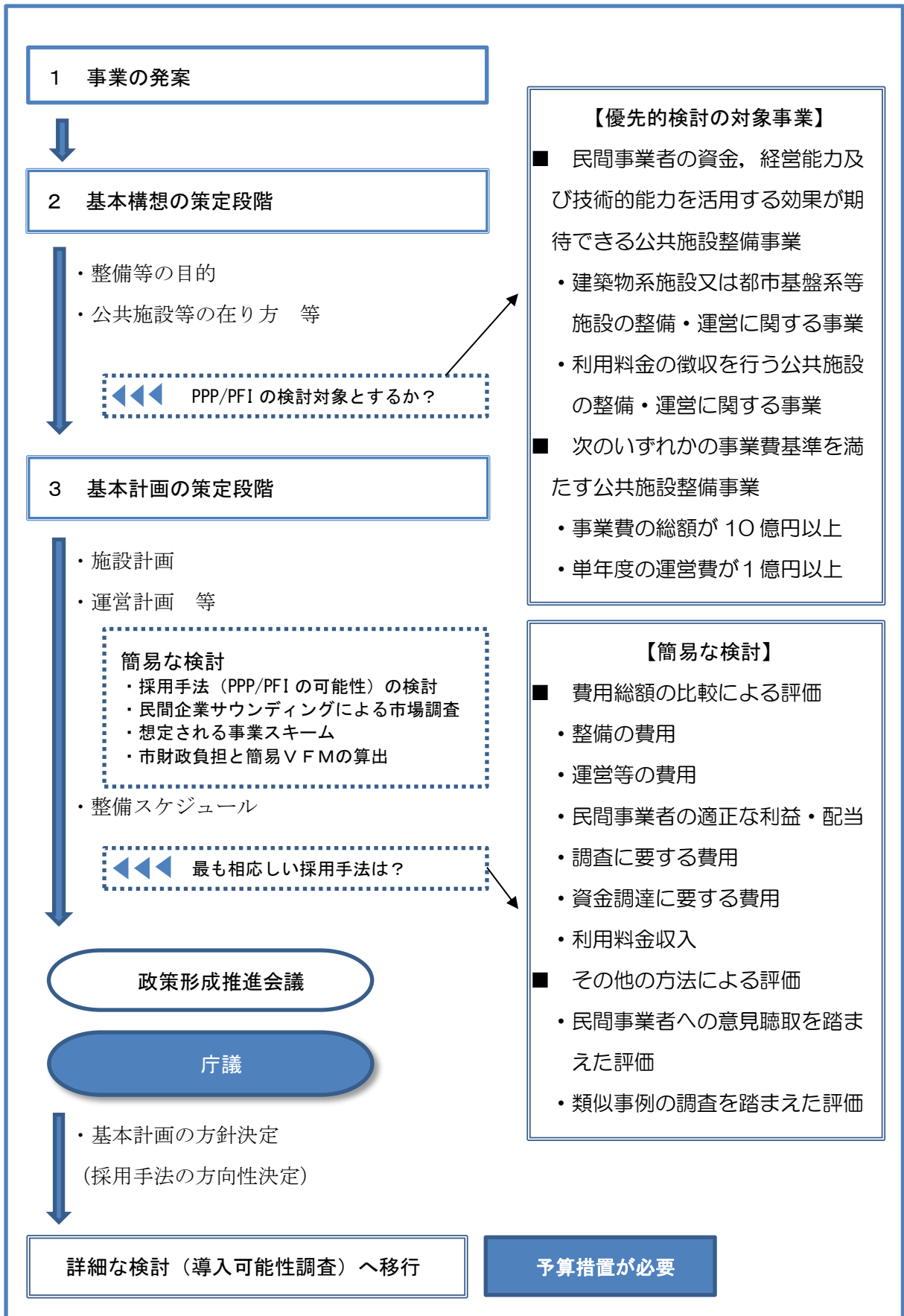
¹⁶ **導入可能性調査**： 専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するもの。業務委託に伴う予算の確保が必要。

(7) 評価結果の公表

事業所管課は、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、透明性を確保するとともに市民及び民間事業者に対する説明責任を果たすため、次の区分により、採用手法の評価結果を市ホームページ上で公表することとします。

検討の区分	公表する事項	公表する時期	
簡易な検討	費用総額の比較による評価	PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項	PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
		PPP/PFI手法簡易評価調書の内容	入札手続の終了後等適切な時期
	その他の方法による評価	PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。）	PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
		客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。）	入札手続の終了後等適切な時期
詳細な検討（導入可能性調査）	PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項	PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期	
	PPP/PFI手法簡易評価調書の内容（(6)の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの）	入札手続の終了後等適切な時期	

■官民連携事業の適用に向けた検討プロセスのフローチャート



6 事業の推進体制

事業の検討及び実施に当たっては、この取組方針に基づき、事業所管課が主体的に行うこととしますが、事業の推進に当たって専門的ノウハウが要求されること、事業の構想・計画策定においても、本市の財政状況を考慮しつつ、全庁を俯瞰しながら取り組む必要があることなどから、PPP/PFI推進担当部局が事業所管課を支援しながら、円滑な事業推進を図ります。

また、事業手法の検討や導入可能性調査への移行の適否など、重要な判断が必要となる段階においては、PPP/PFI推進関係課長会議における協議を経て、庁議において最終的な方針を決定し、全庁的な合意形成を図ります。

なお、地方公営企業については、事業管理者の権限において事業を推進していくことから、本取組方針の推進体制によらず、各事業管理者において優先的検討体制を確保の上、実施することができるものとします。

(1) 事業の発案から基本構想の策定段階

事業所管課は、事業を発案し、基本構想を検討する段階で、事務事業事前評価を受けるとともに、今後の検討の進め方やPPP/PFIの可能性などについて、PPP/PFI推進担当部局と協議を行います。

事務事業事前評価と並行して、事業所管課は、PPP/PFI推進担当部局との協議に基づき、当該事業をPPP/PFIの検討対象とするかどうかについて、PPP/PFI推進関係課長会議に諮り、PPP/PFI推進関係課長会議は協議の結果を意見としてとりまとめ、事業所管課に提出します。

事業所管課は、この意見を受け、基本構想を策定するとともに、基本計画の策定段階において、PPP/PFIの可能性についてさらに検討を行います。

なお、都市基盤系等施設については、導入可能性のあるPPP/PFI手法を想定した上で「対象施設」、「業務種別（設計・施工・維持管理）」、及び「事業期間」等を勘案し、それらを組み合わせ「包括化」することで「事業単位」を形成し、その費用総額を事業費とすることが考えられますが、「包括化」そのものがPPP/PFI手法と言えることから、事業の発案には「事業単位の設定」を含むものとします。

(2) 基本計画の策定段階

事業所管課は、当該事業の採用手法について「簡易な検討」を実施し、検討結果について、PPP/PFI推進関係課長会議に諮るものとします。

PPP/PFI推進関係課長会議は、事業所管課が実施する「簡易な検討」の結果に基づき、事業スキームの妥当性や民間事業としての実現性、財政負担の試算などの検討を行い、当該事業

に最適な採用手法（案）の方向性を示すとともに、詳細な検討（導入可能性調査）への移行の適否に係る協議の結果を含め、意見としてとりまとめ、事業所管課に提出します。

事業所管課は、PPP／PFI推進関係課長会議が提出する意見を踏まえ、基本計画（案）及び詳細な検討（導入可能性調査）への移行について、PPP／PFI推進担当部局と協議しながら、必要に応じて政策形成推進会議などの全庁的な議論を行った上で、庁議において最終的な合意形成を図ります。

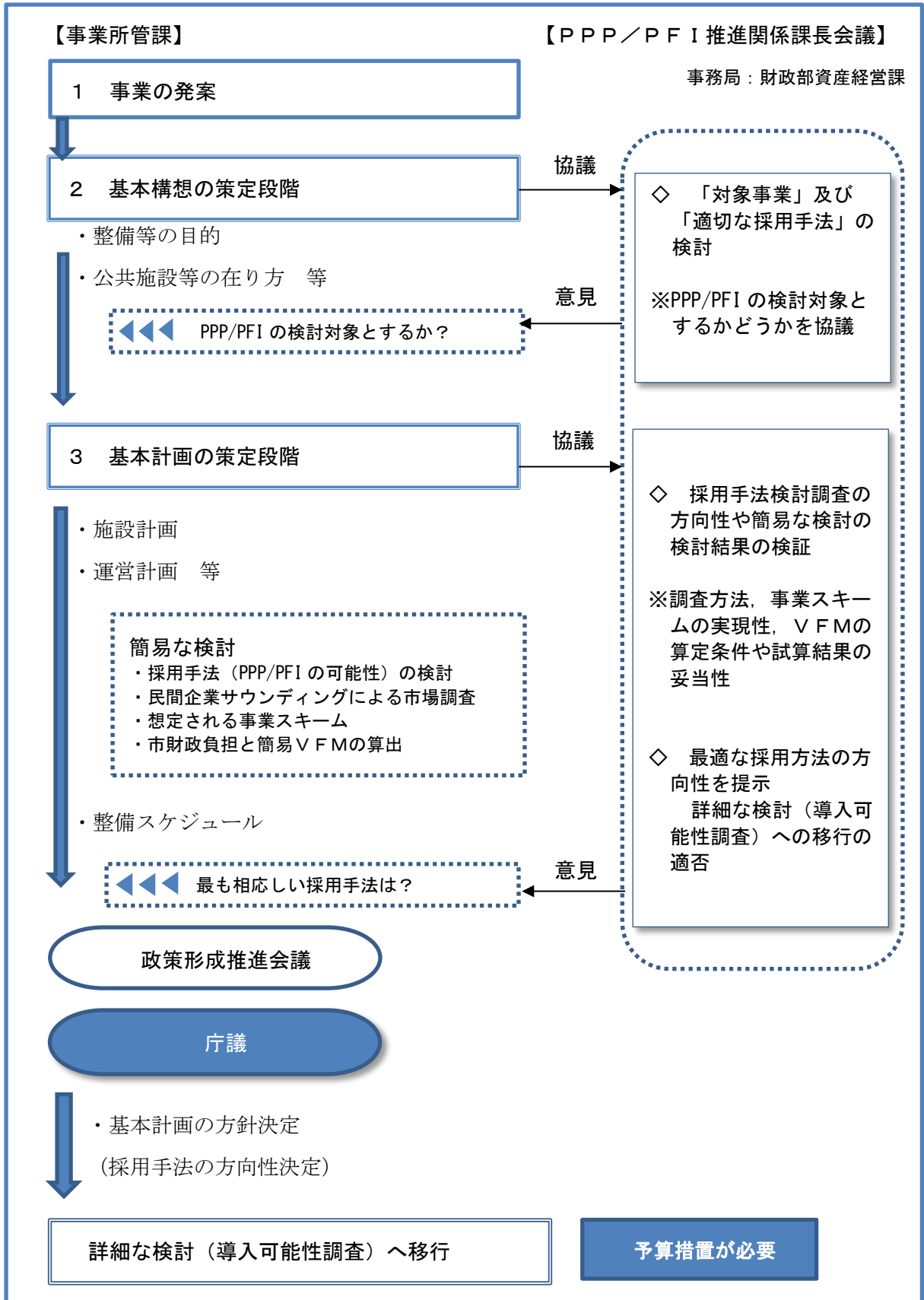
なお、この段階においては、事務事業事前評価において事業実施との評価結果を得ている必要があります。

(3) 事業の実施段階

事業所管課は、外部の専門家で構成するPPP／PFI事業審査委員会を設置し、実施方針の策定から民間事業者選定までの各プロセスにおいて客観性・透明性を確保しながら、手続を進めるものとします。なお、各段階における最終的な決定はPPP／PFI事業審査委員会の意見等を聴取した上で、本市が行うものとします。

PPP／PFI推進担当部局は、事業所管課における実施方針の策定から、事業者の公募・選定、事業期間のモニタリングに至る一連の業務について、必要に応じて、事業所管課を支援します。

■ PPP/PFI 推進関係課長会議の関与



7 民間事業者の募集・選定に関する考え方

民間事業者の募集・選定にあたっては、以下の点に留意して行うものとします。

ア 競争性の確保

良質かつ安定的に公共サービスの提供や公共施設等の整備等ができる民間事業者を選定するためには、広く一般からの提案を募り、複数の民間事業者による提案の中から適切な競争によって選定することが望まれます。したがって、民間事業者の選定にあたっては、原則公募により行うこととします。

イ 公平性・透明性の確保

公募による民間事業者の選定にあたっては、選定方法（総合評価方式、プロポーザル方式、価格競争方式等）や選定基準（項目、配点、評価基準等）について、あらかじめ募集要項等において示し、公平性・透明性の確保を図ることとします。

ウ サービス水準の確保

民間事業者に公共サービスの提供や公共施設等の整備等を委ね、かつ、適切なサービス水準を確保するためには、提供すべきサービスの内容や水準、性能等を的確に民間事業者等に伝える必要があります。そのため、仕様書等により、達成すべきサービスの内容や水準、性能等を客観的かつ具体的に示し、サービス水準の確保に努めるものとします。

エ 責任・役割分担の明確化

公共サービスに求められる最も重要なポイントの一つにサービスの安定性・継続性が挙げられます。そのため、民間事業者等による事業の継続が困難になった場合の対応や、自然災害等の緊急時における対応など業務を実施する際に想定される様々なリスクへの対応について、「リスクを最も適切に管理できるものが当該リスクを管理する」ことを原則として、本市と民間事業者の責任と役割分担を契約書等により明確化するものとします。

オ 守秘義務の確保

公共サービスの提供は、個人情報など機密の保持を図るべき情報を取り扱う場合が多いことから、契約書等に明記するなど守秘義務の担保に努めるものとします。

なお、公募によらない場合の条件や募集・選定・契約手続等、民間事業者等の募集・選定の詳細については、この取組方針に係る各種指針等及び国の示す各種ガイドライン等に基づき取り進めます。

8 PPPロングリスト・ショートリストの作成

PPP／PFIの採用事業手法の検討にあたっては、「財務」「法務」「技術」の専門能力を有するアドバイザーの協力を得ながら、「官民のリスク分担と対応」「資金計画及び収支計画の試算」「契約規定などの公募条件」などについて整理する必要があります。

また、PPP／PFIは、事業の計画策定段階から、民間企業の創意工夫やノウハウを取り入れながら進めること、また、民間事業者が参画可能となる発注条件を早期に構築する必要があることなどから、PPP／PFIの可能性のある事業については、早い段階から民間への情報提供を行うことが重要です。

そこで、本市では、外部委託により最適な採用手法を検討すべき事業の抽出と、民間事業者への事業情報の提供を目的として、「PPPロングリスト」及び「PPPショートリスト」を作成し、毎年度当初に公表するものとします。

なお、「PPPロングリスト」及び「PPPショートリスト」には、PFI法に基づかないPPP事業全般についても掲載します。

(1) PPPロングリスト

盛岡市総合計画及び盛岡市公共施設等総合管理計画における個別施設計画に掲載されている公共施設等の整備等を伴う事業の中から、将来的にPPP／PFIによる事業実施の可能性が考えられるもの（優先的検討の対象事業）について、PPPロングリストとして公表します。

(2) PPPショートリスト

PPP／PFIによる事業化の方向性が決定し、その年度に、最適な事業手法の検討調査や、アドバイザー等業務委託などに係る予算措置が行われている事業について、PPPショートリストとして公表します。

また、PFIによる事業方式の決定が行われた場合には、PFI法第15条の規定に基づき、実施方針の策定の見通しに関する事項について、PPPショートリストに含めて公表します。

※ PPPロングリスト・ショートリストは、毎年度当初に更新します。

9 P F I 法に基づく民間提案等への対応

平成23年6月1日公布、同年11月30日施行のP F I法改正により、P F I事業を実施しようとする民間事業者が、公共施設等の管理者等に対し、P F I事業に係る実施方針を定めることを提案することが可能となり、提案を受けた行政においては、新たに、当該提案の検討と結果の通知が義務付けられています。

これらを踏まえ、本市においては、受付体制や対応方針等に関する取扱いを次のとおり整理します。

(1) 対応方針等

ア P F I法に基づかない民間事業者の任意の発案（以下「民間発案」という。）への対応等
民間発案を受けた場合は、P P P / P F I推進担当部局は、本市と民間事業者が対等なパートナーとして互いの強みを活かした連携を実現できるよう、庁内の各事業部局への橋渡し、事業化に向けた調整を行うとともに、庁内でのP P P / P F Iに関する情報の共有化を進めることとし、事業所管課は、提案内容について具体的な検討を行うこととします。

イ P F I法第6条に基づくP F I事業を実施しようとする民間事業者からの実施方針の策定に係る提案（以下「民間提案」という。）への対応等

民間提案を受けた場合は、P F I法第6条及び国ガイドライン（「P F I事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成27年12月18日施行））に基づき、民間発案の例により、適切に対応することとします。

(2) 問合せ・受付窓口

民間事業者からの民間発案及び民間提案に係る問合せや提案書提出の窓口は、P P P / P F I推進担当部局とします。なお、民間発案については、事業所管課でも対応を行うものとします。

(3) 募集開始から受付まで

事業を実施すること自体について政策的な意思決定がなされているものを対象とし、民間事業者からの提案を受け付ける対象事業や内容等について、事業化に向けた検討の進捗状況や意思決定の進捗状況等を踏まえ、下記のとおりとします。

区分	民間発案 (P F I 法に基づかない任意の提案)	民間提案 (P F I 法第 6 条に基づく民間提案等)
受付対象事業	P P P ロングリスト掲載の公共サービス事業とする	P P P ショートリスト掲載の公共サービス事業とする
受付提案内容	P P P 事業化に向けたアイデアの提案 (実施方法, 事業計画, 民間ノウハウ等)	・ P F I 事業の実施方針案の提案等 (ただし, 既に実施方針が公表された事業に係る提案は対象外)
募集開始	P P P ロングリスト公表時 (毎年度当初) より提案を受付	P P P ショートリスト公表時 (毎年度当初) より提案を受付
提案受付期限	P P P ショートリスト掲載前まで	P F I 事業の基本計画策定時まで

10 地域プラットフォームの活用

地域プラットフォームとは、地域の企業、金融機関、地方自治体等が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体の案件形成を目指した取組を推進する活動です。

本市では、公共施設マネジメントの着実な推進を図る上で、大きな課題であった施設維持更新費用の財源不足を解消する一方策として、民間活力導入を取組内容の一つに掲げPPP/PFI手法の活用による維持更新費用の縮減を図ることとしていることから、本市及び民間事業者におけるPPP/PFI手法のノウハウ習得と、地域におけるPPP/PFIの浸透が求められています。

このことから、本市は、平成28年度に内閣府「地域プラットフォーム形成支援」の採択を受け、地域プラットフォームの構築に向けた取組を進めてきました。

(1) 設置目的と運営体制

「もりおかPPPプラットフォーム」は、公共施設マネジメントを着実に推進すること等を目的に、地場企業を中心とした民間事業者のPPP/PFIに関するノウハウ習得と事業参画に向けた競争力強化を図るため、公共施設整備・管理運営に関連する民間事業者や地域金融機関などの地場企業が、セミナー開催や意見交換等を通じ案件形成に向けた官民の情報共有及び対話促進を継続的に展開する場として、平成28年度の内閣府支援事業を契機に、平成29年度から盛岡市が設置するPPP/PFIに係る地域プラットフォームです。

【主な取組内容】

- ア 他都市の事例研究などを通じた事業遂行力や提案力向上に向けたセミナー開催
- イ 異業種間のネットワークの形成
- ウ 個別事業に関する情報提供と意見交換

【運営体制】

設置者である本市とともに、運営の核となり活動する団体・機関を「コアメンバー」として位置付け、もりおかPPPプラットフォームの企画運営を担うこととします。

- ・コアメンバー

地域金融機関等で構成

■盛岡市におけるPPP/PFI地域プラットフォーム概念図



(2) 今後の展開

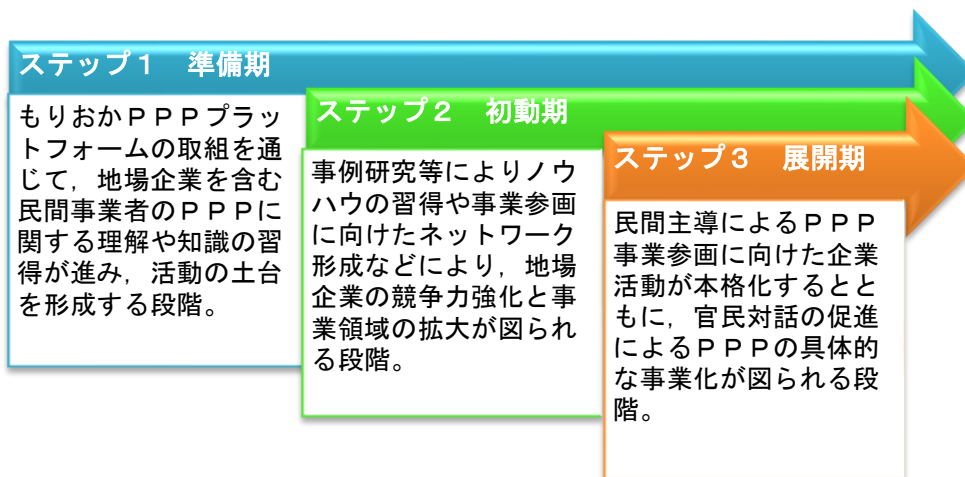
ア サウンディング・官民対話の場としての活用

事業実施に当たり、本市が基本構想の策定段階におけるPPP/PFIの可能性の検討や、基本計画の策定段階における採用手法の検討などを実施する場合に、民間事業者の持つノウハウ活用と主体的な取組意欲の喚起を促す事業スキームとするための民間事業者の意見を聞く場、官民対話を実施する場として、もりおかPPPプラットフォームの活用が期待されます。

イ 地場企業を育成する場としての活用

将来的には、地場企業により構成されたグループから、付加価値が高い公共サービスや活力ある地域社会の形成に資する事業提案や、PPP/PFIの受注実現がなされることを目指し、段階的に展開していきます。

■地域プラットフォームの展開イメージ図



11 今後の取組

(1) 公共施設アセットマネジメントとの連動

取組方針に基づき、盛岡市公共施設等総合管理計画と連動した取組とすることにより、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、民間投資の喚起による地域経済の活性化を実現していきます。

(2) PPPロングリスト・ショートリストの作成及び民間提案等への対応

PPPロングリスト・ショートリストの作成及びPFI法に基づく民間提案等への対応（PPP/PFI民間提案等ガイドブック）については、民間事業者との官民対話を踏まえ平成29年度の策定を目指すものとします。

(3) 将来に向けた課題

公共施設保有最適化の取組の進展等により余剰となる未利用資産の有効活用や財源化、土地賃貸・床賃借といった公的不動産の民間活用等の促進に向けた取組については、PPP/PFIの取組とアセットマネジメントの進捗等を踏まえ、将来に向けた課題として検討を継続します。